

豊後大野市リバーパーク犬飼 指定管理者募集要項

令和元年9月
豊後大野市

《目次》

| | | |
|-----------|----------------------------------|----------|
| 1 | 指定管理者募集の目的 | 1 |
| 2 | 対象施設の概要 | 1 |
| | (1) 豊後大野市リバーパーク犬飼 | |
| | (2) 運営の方向性 | |
| | (3) 事業実施等 | |
| 3 | 管理の基準 | 2 |
| 4 | 指定管理者が行う業務 | 3 |
| | (1) 管理業務 | |
| | (2) 自主事業 | |
| | (3) 留意事項 | |
| 5 | 指定の期間 | 4 |
| 6 | 管理に要する経費 | 4 |
| | (1) 利用に係る料金 | |
| | (2) 管理業務経費 | |
| | (3) 委託料の精算 | |
| | (4) 管理口座・区分経理 | |
| 7 | 応募資格 | 5 |
| | (1) 応募者の資格 | |
| | (2) 応募者の形態について | |
| 8 | 指定管理者の公募手続 | 6 |
| | (1) 公募スケジュール | |
| | (2) 公募手続 | |
| 9 | 指定管理者の候補の選定 | 9 |
| | (1) 選定方法 | |
| | (2) 審査基準 | |
| | (3) ヒアリング等 | |
| | (4) 審査結果の通知及び公表 | |
| 10 | 指定管理者の指定及び協定の締結 | 9 |
| | (1) 指定管理者の指定 | |
| | (2) 協定の締結 | |
| | (3) 留意事項 | |

| | | |
|-------------|---|------------|
| 1 1 | 事業実施状況の監視等 | 1 0 |
| | (1) モニタリング | |
| | (2) 評価の実施と公表 | |
| | (3) 利用者アンケートの実施 | |
| | (4) 帳簿類等の提出要求 | |
| 1 2 | その他 | 1 1 |
| | (1) 指定管理者の責任履行に関する事項 | |
| | (2) 事業の継続が困難となった場合の措置 | |
| | (3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置 | |
| | (4) リスク分担に対する方針 | |
| 1 3 | 問い合わせ先 | 1 2 |
| 別紙 1 | 提出書類一覧 | 1 3 |
| 別紙 2 | 豊後大野市リバーパーク犬飼及び 大分県リバーパーク犬飼指定管理候補者審査基準 | 1 4 |
| 別紙 3 | 豊後大野市が暴力団排除措置を 講ずるための連携に関する協定書 | 1 5 |

豊後大野市リバーパーク犬飼指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

従来、公の施設の管理受託者については、公共団体等に限定されていましたが、平成15年9月の地方自治法の一部改正により、指定管理者制度が創設されました。これは、公の施設の管理を、民間の事業者にも門戸を開放し、民間の事業者の有するノウハウを活用することにより、市民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

指定管理者の選定にあたっては、広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

本募集要項は豊後大野市リバーパーク犬飼（以下「リバーパーク」という。）の指定管理者の募集を、大分県が指定管理者を募集する大分県リバーパーク犬飼と一括して行うことに関して必要な事項を定めたものです。

2 対象施設の概要

(1) 豊後大野市リバーパーク犬飼

- ア 施設の名称 豊後大野市リバーパーク犬飼
- イ 施設の所在地 豊後大野市犬飼町田原714番地33
- ウ 施設の設置目的 景勝地犬江釜峡を中心とした恵まれた自然環境を生かし、キャンプサイト、スポーツ・レクリエーション広場として活用するとともに、観光情報発信拠点、都市との交流拠点とすることによって、本市の観光振興、産業振興、就業機会の創出及び若者の定住促進を図ることを目的としています。
- エ 施設の概要 開 園：平成9年4月1日
施設規模：49,654.83㎡
施設内容：テニスコート、テニスコート照明施設、ログハウス、バーベキュー広場、オートキャンプサイト、ドッグラン付テントサイト、遊具広場、管理棟、管理棟別棟ほか
- オ 目標指標 目 標 値：利用者数（人） ※遊具広場を除く

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|-------|-------|
| 7,550 | 7,920 | 8,280 |

実 績 値：利用者数（人） ※わんぱく広場を含む

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|--------|--------|--------|--------|
| 15,592 | 13,715 | 12,947 | 10,413 |

(2) 運営の方向性

安全な管理運営については、特に、安全管理マニュアルの作成や、職員に対しての安全管理研修を行い、施設及び設備の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるよう施設及び設備の日常点検及び保守業務を行う。

また、施設の効果を最大限に発揮させるため、指定管理者の提案を活かした利用者サービスの向上を図り施設運営を行う。

(3) 事業実施等

これまでの施設の運営体制、事業実績等（事業実施状況、利用状況、収支状況等）については、別添の「リバーパーク犬飼の事業実績に関する資料」を参照してください。

3 管理の基準

指定管理者が管理運営を行うにあたり、次の事項を遵守すること。なお、詳細は別添「リバーパーク犬飼管理運営業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 休業日、利用時間等

仕様書のとおりですが、市長の承認を得て変更することも可能です。

(2) 適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 施設及び設備の維持管理を安全かつ適切に行うこと。

指定管理者において緊急事態等を想定した危機管理体制の整備や安全管理マニュアルを策定し、随時の従業員に対する研修や緊急事態等の対応についての訓練等により、事故防止や安全管理の徹底を図ること。

(4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

(5) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

ア 豊後大野市リバーパーク犬飼条例、同施行規則

イ 豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）、同条例施行規則

ウ 豊後大野市行政手続条例、同条例施行規則

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、豊後大野市行政手続条例が適用されるので留意すること。

エ 豊後大野市情報公開条例、同条例施行規則

指定管理者が施設の管理運営業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において情報公開規程を定めるなどにより、適正な情報公開を行うこと。

オ 豊後大野市個人情報保護条例、同施行規則

指定管理者が施設の管理運営業務を通じて取得した個人情報の取扱いに関しては、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理を行うほか、個人情報を保護するために必要な措置を講じること（具体的には別途協定で定める）。

なお、個人情報の開示については、別途指定管理者において規程を定めるなどにより適正な取

扱いに努めること。

カ 地方自治法（第244条、第244条の2）

キ 労働関係法令

ク 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が利用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示する義務があります。

ケ その他関連する法令

（6）文書の管理・保存

指定管理者が、施設の管理運営業務を行うにあたり作成し、又は取得した文書については、豊後大野市文書管理規程等に準じて、別途指定管理者において文書管理規程等を定め、適正な管理・保存を行うこと。

（7）事業計画書及び収支計画書の提出

毎年度2月末までに、次年度の事業計画書及び収支計画書について、市と調整を図ったうえで作成、提出すること。

（8）事業報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、翌年度の4月30日までに提出すること。

（9）その他

管理の基準の細目については、市と指定管理者の間で締結する協定で定めるものとします。

4 指定管理者が行う業務

（1）管理業務

ア リバーパークの施設等の維持管理及び修繕に関する業務

イ リバーパークの利用の許可及び受付、案内に関する業務

ウ リバーパークの利用の促進に関する業務

エ 上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

オ その他、リバーパークの管理運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く事務

※ 市長のみの権限に属する事務は、行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4第4項）、不服申立に対する決定（地方自治法第244条の4）等法令により定められているものです。

（2）自主事業

ア 指定管理者は、リバーパークの設置目的に合致し、かつ、管理運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとします。

イ 指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ市の承認を受けなければなりません。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者が実施することとなる管理運営業務の詳細及びその基準については、仕様書を参照してください。
- イ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、市の承認を得た上で、専門の事業者へ委託することは可能です。
- ウ 事業の評価結果等により、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、改善の勧告、指示等を行い、なお改善が見られない場合は、指定を取り消すことがあります。

5 指定の期間

指定管理者がリバーパークの管理運営を行う期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を予定しています。

この指定の期間は、市議会の議決により確定することになるので留意してください。

なお、指定の期間内であっても、管理運営を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 管理に要する経費

(1) 利用に係る料金

施設の管理運営については、公の施設の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受する「利用料金制」を採用しています。

利用料金については、市が条例で定める額の範囲内で、市長の承認を得て、指定管理者が定めることができます。

(2) 管理業務経費

利用料金制度を採用する場合、通常、施設の管理業務経費見込額から利用料金収入見込額を差し引いた額を委託料の額としています。（委託料＝管理業務経費－利用料金収入）

指定管理者制度において、市は、選定された指定管理者が提示した額を上限として委託料を支払います。委託料の上限額、支払時期、支払方法等については、豊後大野市と指定管理者で締結する協定書で定めることとし、各年度の委託料は、市と指定管理者との協議によって決定することとします。

リバーパークの管理運営業務に係る委託料の上限額（以下「基準価格」という。）については、以下のとおり設定しており、申請にあたっては、基準価格以内の委託料に基づいて事業計画及び収支計画を作成することとします。

（基準価格）

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|---------|---------|---------|
| 7,670千円 | 7,670千円 | 7,670千円 |

なお、年度毎の基準価格は消費税及び地方消費税を含んだ額であるので、留意して下さい。

また、基準価格を超えた委託料の額に基づいた申請があった場合、失格とします。

委託料の増額は、災害等の特別な場合を除き、原則として行いません。

(3) 委託料の精算

指定管理者が業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など指定管理者の経営努力により生み出された余剰金については、原則として精算による返還を求めません。

また、利用料金収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合は、原則として補填は行いません。

ただし、指定管理者の経営努力とは明らかに無関係の事由により、極めて多額の剰余金が発生した場合には、当該剰余金の取扱いについて市と指定管理者が協議することとします。

(4) 管理口座・区分経理

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

また、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理してください。

7 応募資格

(1) 応募者の資格

応募しようとするものは、次のアからクまでのいずれにも該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

ア 大分県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない法人等であること。

ウ 豊後大野市から指名停止措置を受けていない法人等であること。

エ 豊後大野市発注工事に係る請負契約等に関し、次の事項に該当し、当該状態が継続していることから、指定管理者として不適当と認められる法人等でないこと。

- ・ 契約書に基づく措置要求に従わない等、請負契約等の履行が不誠実であること。
- ・ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により請負者の下請契約関係が不適切であることが明確であること。

オ 以下の暴力団関係者排除対象者に該当しないこと。

指定管理者の指定を受けようとする団体若しくはその代表者等（法人にあっては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあっては、その代表者及び経営に事実上参加している者。以下同じ。）又は指定を受けた団体若しくはその代表者等が、次の事項のいずれかに該当すると認められる場合

- ① 暴力団関係者である場合
- ② 暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
- ③ 暴力団関係者を使用した場合
- ④ 暴力団関係者と密接な交際等を有している場合

※ 詳しくは別紙3の「豊後大野市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書」を参

照してください。

カ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていない者であること。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと。

キ 賃金不払いに関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であって、明らかに指定管理者として不適当と認められる者でないこと。

ク 市税、県税、法人税、消費税等を滞納していない法人等であること。

(2) 応募者の形態について

応募者の形態は、以下に示す形態のいずれかとします。

ア 単独団体 : 1つの企業・団体（株式会社、任意団体等、組織形態は問わない。）

イ S P C : 主として本施設の管理を目的として新たに設立する特別目的会社

ウ 共同事業体 : 複数の企業・団体から構成される共同事業体

※ 応募時に設立していなくても応募できることとしますが、その場合、その実現性を証明する資料を提出してください。

また、豊後大野市議会の指定の議決（令和元年12月予定）までに、法人登記簿謄本又は法務局登記官の受領書を提出してください。

※ 共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表企業・団体を明記することとし、協定の締結にあたっては共同事業体の構成員全てを協定当事者としてします。選定後の協議は代表企業・団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員全てが負うこととなります。

8 指定管理者の公募手続

(1) 公募スケジュール

具体的な実施スケジュールは以下のとおりです。ただし、問い合わせ等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前8時30分から午後12時15分まで、午後1時から午後5時まで（以下、「開庁時間等」という。）をお願いいたします。

(スケジュール)

| | |
|--------------------|---------------------|
| 募集要項等公表 | 9月27日（金） |
| 募集要項等配布 | 9月27日（金）～10月10日（木） |
| 募集要項等に関する説明会参加希望締切 | 10月11日（金） |
| 募集要項等に関する説明会 | 10月15日（火） |
| 募集要項等に関する質問の受付 | 10月10日（木）～10月16日（水） |
| 応募事業者等確認書の提出 | 10月18日（金）～10月21日（月） |
| 指定申請書等の提出 | 10月18日（金）～10月23日（水） |

(2) 公募手続

ア 募集要項等配布

以下のとおり、募集要項等を配布します。

・ 配付期間：令和元年9月27日（金）から令和元年10月10日（木）まで

- ・ 配付場所：○豊後大野市三重町市場 1 2 0 0 番地
豊後大野市商工観光課
○大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
大分県土木建築部河川課

イ 募集要項等に関する説明会

募集要項等に関する説明会を下記により行います。本説明会では、募集要項、図面等の配付を行います。

- ・ 日 時：令和元年 1 0 月 1 5 日（火） 1 4 時 0 0 分から 1 6 時 0 0 分まで
- ・ 場 所：豊後大野市犬飼町田原 7 1 4 番地 3 3（豊後大野市リバーパーク犬飼管理棟）
- ・ 参加人数：各団体 2 名以内とします。複数の団体で共同事業体を組む場合にあっては、各構成団体につき 1 名以内とします。
- ・ 申込方法：令和元年 1 0 月 1 1 日（金） 1 7 時まで、別添の「リバーパーク犬飼指定管理者募集要項等に関する説明会参加申込書（様式第 4 号）」に必要事項を記入のうえ、「1 3 問い合わせ先」まで E-mail にてお申し込みください。

ウ 募集要項等に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問を「リバーパーク犬飼指定管理者募集要項等に関する質問票（様式第 5 号）」により、以下のとおり受け付けます。

- ・ 受付期間：令和元年 1 0 月 1 0 日（木）から令和元年 1 0 月 1 6 日（水）まで
- ・ 提出場所：「1 3 問い合わせ先」に同じ。
- ・ 提出方法：質問票は E-mail による送付とします。

エ 募集要項等に関する質問の回答

すべての質問に対する回答を申請予定者全員に E-mail により送付します。

なお、申請予定者は質問締切日までに問合せ先に E-mail により質問の回答を希望する旨をお知らせください。

- ・ 回答日：令和元年 1 0 月 1 7 日（木）

オ 指定申請書等の提出

指定申請書等を以下のとおり受け付けます。

① 申請書類

申請を希望する団体は、別紙 1 に掲げる書類を提出してください。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

② 受付期間

令和元年 1 0 月 1 8 日（金）から令和元年 1 0 月 2 3 日（水）までの開庁時間等

※応募事業者等確認書は令和元年 1 0 月 2 1 日（月）までに提出

③ 提出場所

「1 3 問い合わせ先」に同じ。

④ 提出方法

指定申請書等 8 部（正本 1 部及び副本（写し） 7 部）を上記に定める提出場所に持参してください。

提出は上記方法に限り、郵送・ファクシミリ等による提出は受理しません。要求した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

⑤ 申請に当たっての留意事項

a 複数の申請の禁止

1 応募者につき1申請とし、複数の申請をした場合は、失格とします。

b 申請書提出期限までに所定の書類の提出がない場合

申請はなかったものとして取り扱うこととします。

c 接触の禁止

申請者及び申請者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、もしくは指定管理候補者選定委員会委員に個別に接触した事実が認められた場合には、失格となることがあります。

d 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募する場合、代表団体及び構成団体の変更は認めません。ただし、構成団体の倒産、解散等の特殊な事情が認められ、審査の公平性及び業務遂行上の支障がないと市が判断した場合には、変更を可能とすることもあります。

その際には、変更の旨を「13 問い合わせ先」までご連絡下さい。

e 応募の辞退

団体の解散等の事情により、応募を辞退することが明白となった場合には、応募辞退届（様式第6号）を提出してください。

・提出場所：「13 問い合わせ先」に同じ

f 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

g 虚偽の記載をした場合及び不正があった場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合や不正があった場合、当該申請は無効とします。

h 著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理候補者の決定の公表等必要な場合には、事業計画書等の内容を無償で利用できるものとします。

なお、申請書類は理由の如何に関わらず返却しません。

i 情報公開条例に基づく情報公開

提出された申請書類、選定過程、審査結果等については、豊後大野市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるとともに、原則として指定管理候補者の決定後、申請者名、選定結果等を公表するものとします（非開示情報：個人に関する情報や申請者の正当な利益を害するおそれのある情報等を除く）。

j 費用負担

申請に関して必要となる費用は申請団体の負担とします。

k 本事業提案応募のために説明会・現地見学等、定められた機会を除き、市から便宜を図ることはできません。応募者は市が提供した情報、独自に合法的に入手した情報のみで提案を行ってください。

- 1 本事業提案で得た情報について、応募者は第三者への公表及び他目的への使用をすることはできません。ただし、以下の情報についてはその対象ではありません。
- ・ 公知となっている情報
 - ・ 第三者により本業務に関し合法的に入手できる情報

9 指定管理者の候補の選定

(1) 選定方法

市職員1名、大分県職員1名及び識見者3名の委員で構成する豊後大野市リバーパーク犬飼及び大分県リバーパーク犬飼指定管理候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、各委員が次の審査基準に基づいて審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理候補者として選定し、この結果により最終的に市で指定管理候補者を決定します。

(2) 審査基準

指定手続条例第4条各号に定める選定基準によることとします。

- 一 市民の平等な利用が確保されるとともに、サービスの向上が図られるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- 四 その他公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要であるとして市長が別に定める基準

なお、審査項目の詳細は、別紙2「豊後大野市リバーパーク犬飼及び大分県リバーパーク犬飼指定管理候補者審査基準」のとおりです。合計の点数は、最高で100点となります。

(3) ヒアリング等

- ア 選定に当たり、提出書類により応募資格、提案内容等を書類審査の後、選定委員会によるヒアリングを行います。
- イ 書類審査の結果は、全ての申請者に対して書面で通知します。
- ウ ヒアリングの日時、場所等については、後日、該当する申請者に対して書面で通知します。
- エ ヒアリングの出席者は5名以内とし、事業計画書中の組織体制表に基づくマネージャー（統括担当者）については必ずご出席ください。ただし、出席者は原則として代表者及びその社員（任意団体にあっては構成員）に限ります。
- ヒアリングの時間は、60分以内を予定しています。

(4) 審査結果の通知及び公表

ヒアリングの後、選定委員会で申請者の最終評価を行い、指定管理者として最もふさわしい指定管理候補者を選定します。選定の結果は、申請者全員（グループで応募の場合、グループの代表団体宛）に書面で通知するとともに公表します。

10 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定には、豊後大野市議会の議決が必要です。原則として選定された指定管理候補者を令和元年第4回豊後大野市議会定例会に提案し、議決を経たのち、指定管理者として指定する予定です。（令和元年12月予定）

なお、指定については、指定の相手方に書面で通知するとともに、指定手続条例第6条第1項の規定に基づいて告示を行います。

（2）協定の締結

豊後大野市と指定管理者は、業務内容に関する細目的事項、管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、協定を締結します。なお、協定の主な内容は、仕様書を参照してください。

（3）留意事項

ア 指定の議決を経るまでの間に指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定の議決後においても、指定しないことがあります。

イ 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 資金事情の悪化等により、事業の履行に支障があると認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

1 1 事業実施状況の監視等

（1）モニタリング

市は、指定期間中の指定管理者の業務の実施状況を把握し、必要なサービス水準を確保するため、モニタリングを行います。

モニタリングの結果、管理の基準や事業計画書に記載された事項等が達成されていない場合には、市は改善措置を講じる等の指導を行います。

さらに必要な場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがあります。

ア 定期モニタリング

毎月、業務報告書を提出していただき、市は当該報告に基づき状況確認を行います。

イ 随時モニタリング

必要に応じ、随時状況確認等を行います。

（2）評価の実施と公表

市は、指定管理者の業務の改善及び市民サービスの一層の向上に資するため、（1）のモニタリング及び毎事業年度終了後に提出される事業報告書の確認等により、業務の実施状況について評価を行い公表します。

（3）利用者アンケートの実施

施設利用者の利便性の向上等の観点から、アンケート等により、施設利用者の意見・苦情等を聴取し、その結果及び業務改善への反映状況について、市に報告していただきます。

（4）帳簿類等の提出要求

監査等に必要があると認める場合、指定管理者は帳簿書類その他の記録を提出する必要があります。

1.2 その他

(1) 指定管理者の責任履行に関する事項

- ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に被害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに豊後大野市に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに豊後大野市に報告しなければなりません。
- ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の責任履行に関する事項については、協定で定めることとします。

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合
指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
- イ 当事者の責めに帰することができない事由による場合
不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。
一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。
- ウ 指定管理者の指定取消後の対応
指定管理者の指定取消後、他の法人等と、指定管理予定候補者としての協定締結について協議を行うことがあります。
- エ その他
前記に規定するもののほか、事業の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めま

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合については、市と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(4) リスク分担に対する方針

協定締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の方針は、以下のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについての方針を示したものです。

| 項目 | 負担者 | | 備考 |
|------|-----|-------|--------------|
| | 市 | 指定管理者 | |
| 管理運営 | | ◎ | 指定管理施設の一部を使用 |

| | | | |
|---------------------------|---------------|-----------------------------|--------------------------------|
| | | | する者が負担する庁舎等管理費の徴収を含む |
| 施設・設備・備品等の維持管理 | ○ (大規模な修繕) | ◎ | |
| 備品の購入、改修 | ◎ (大規模な改修) | | |
| 施設等の使用許可 (付随事務を含む) | | ◎ | 行為許可、設置許可、管理許可、行政財産の目的外使用許可は除く |
| 災害時対応 | ○ (指示等) | ◎ (待機体制の確保、被害調査、報告、応急措置) | |
| 事故、火災等による施設の損傷及び被災者に対する責任 | ◎ | ○ (指定管理者の責に帰する事由の場合) | |
| 災害復旧(復旧工事) | ◎ | | |
| 包括的管理責任 | ◎ | | |
| 施設に対する各種保険の加入 | ○ | ○ | |
| 火災保険の加入 | ◎ | | |
| 利用者に係る賠償責任保険の加入 | | ◎ | |
| 一般的な税制変更 | | ◎ | |

(◎：原則として対応責任がある ○：一部責任を負う場合がある)

※ 利用者に係る賠償責任保険については、市を追加被保険者にするとともに、交差責任担保追加特約を付帯すること。

※ 疑義のある場合や、定めのない事項については、指定管理者と市が協議の上定めることとします。

1.3 問い合わせ先

〒879-7198

大分県豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市商工観光課

電 話 : 0974-22-1001 (内線2456)

F A X : 0974-22-3361

E-mail : d105030@city.bungoono.lg.jp

ホームページ : <http://www.bungo-ohno.jp>

別紙 1

提出書類一覧（正本 1 部、副本（写し） 7 部を提出のこと）

| 番号 | 書類名 | 備考 |
|----|--|---|
| 1 | 指定管理者指定申請書 | 豊後大野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則に定める様式第 1 号 |
| 2 | 豊後大野市リバーパーク犬飼及び大分県リバーパーク犬飼の管理運営に関する事業計画書 | 様式第 1 号 |
| 3 | 豊後大野市リバーパーク犬飼及び大分県リバーパーク犬飼の管理運営に関する収支計画書 | 様式第 1 号の 2 |
| 4 | 誓約書 | 様式第 2 号（応募資格に関する誓約書） |
| 5 | 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類 | 法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類 |
| 6 | 法人である場合は、当該法人の登記事項証明書 | |
| 7 | 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他当該団体の財務状況を明らかにする書類 | 昨年度の実績を記した書類（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）。ただし、申請の日に属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類） |
| 8 | 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他当該団体の業務内容を明らかにする書類 | 7に同じ |
| 9 | 申請の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の当該団体の収支予算書又はこれらに相当する書類 | 本事業年度若しくは翌事業年度の収支予定を記した書類（法人以外の団体にあつてはこれらに準ずる書類）。 |
| 10 | 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類 | 従業員を雇用していない事業者は除く |
| 11 | 納税義務がある団体にあつては、納税証明書 | ア 法人税及び消費税について未納がないことの証明書（様式第 1 号の添付書類には記載されていませんが、法人税納税証明書も添付してください） イ 大分県の県税（同県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県税を含む。）について未納がないことの証明書 ウ 豊後大野市の市税（同市税が課されていない者で市外に主たる事務所又は事業所を有するものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の市町村税を含む。）について未納がないことの証明書 |
| 12 | 共同事業体で申請する場合にあつては、事業者間の合意が確認できる書類 | 別紙参考例参照（該当の場合のみ） |
| 13 | 応募事業者等確認書 | |
| 14 | 申立書 | 様式第 3 号（提出書類のうち、該当がない場合のみ） |

別紙 2

豊後大野市リバーパーク犬飼及び大分県リバーパーク犬飼指定管理候補者審査基準

| 審査内容 | | 審査の項目 | 配点 |
|------|-----------------|---|-----|
| 1 | 施設の管理運営の基本的な考え方 | ①管理運営方針は施設の設置目的に合致しており、明確かつ具体的な内容であるか | 20 |
| | | ②利用希望者の平等な利用が確保されているか | |
| | | ③利用者数、稼働率等の見込みは実現可能なものであるか | |
| 2 | 施設の管理運営計画 | ①利用者に快適で安全に利用してもらうための施設及び設備の機能を良好に保つ考え方、取組内容は十分であるか | 20 |
| | | ②災害や事故防止への取組、緊急時に対する対応の考え方は十分であるか | |
| | | ③個人情報保護の取組は適切であるか | |
| | | ④経費の縮減及び効率的な管理運営のために、創意工夫がなされており、実現可能なものか | |
| | | ⑤サービス向上のための取組は具体的かつ効果的なものであるか | |
| | | ⑥広報計画等、利用促進への取組内容は効果を期待できるものであるか | |
| | | ⑦市と県の施設間で相乗効果が得られる方策は効果を期待できるものであるか | |
| | | ⑧その他、施設の管理運営計画について効果的な考え方が見られるか | |
| 3 | 自主事業 | ①仕様書に示した自主事業についての提案は具体的かつ効果を期待できるものであるか | 20 |
| | | ②その他の提案は具体的かつ効果を期待できるものであるか | |
| 4 | 管理運営の実施体制及び組織 | ①職員体制は十分であるか | 20 |
| | | ②職員の配置に無理はないか | |
| | | ③管理運営業務の移行計画は具体的かつ十分であるか | |
| | | ④人材育成方針、職員の業務水準を上げる取組は効果を期待できるものであるか | |
| 5 | 収支計画書等 | ①収支計画は実現可能なものか | 20 |
| | | ②金融機関や出資者等の支援体制は十分であるか | |
| | | ③団体の財政状況は健全であるか | |
| 合計 | | | 100 |

別紙 3

豊後大野市が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書

豊後大野市長（以下「甲」という。）と豊後大野警察署長（以下「乙」という。）とは、甲が暴力団排除措置を講ずるための連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、豊後大野市暴力団排除条例（平成23年豊後大野市条例第9号）第7条第3項の規定の実効を期するため、甲が暴力団排除措置（同条に規定する措置をいう。以下同じ。）を講ずるための甲と乙との連携に関し必要な事項を定めるものとする。

（暴力団排除措置の根拠規定の整備等）

第2条 甲は、暴力団排除措置を講ずるため、条例若しくは規則又は要綱、要領その他の規程に、当該措置の根拠となる規定（以下「根拠規定」という。）を整備するよう努めるものとする。

2 甲は、根拠規定を整備したときは、その写しを添えて、乙に通知するものとする。

3 乙は、甲が行う事務又は事業により暴力団を利することとならないようにするために必要があると認めるときは、根拠規定の整備その他の必要な措置を講ずるよう甲に要請することができる。

（照会及び回答）

第3条 甲は、暴力団排除措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該措置の対象者に該当するかどうかについて、書面により乙に照会することができる。

2 乙は、前項の規定による照会の結果について、書面により甲に回答するものとする。

3 甲は、第1項に規定する場合において、緊急を要するときは、口頭による照会を行うことができる。この場合において、照会を受けた乙は、口頭による回答を行うことができる。

4 甲及び乙は、前項の規定により照会及び回答を行った場合においては、事後速やかに第1項及び第2項に規定する手続を行うものとする。

5 前各項の規定による照会及び回答の窓口は、原則、甲にあっては総務課とし、乙にあっては刑事課とする。

（通報）

第4条 乙は、甲が暴力団排除措置を講ずることができるよう、当該措置の対象者が判明したときは、甲と協議の上、書面により甲にその内容等を通報するものとする。

（結果の通知）

第5条 甲は、第3条第2項若しくは第3項の規定による回答（暴力団排除規定の対象者に該当しない場合を除く。）又は前条の規定による通報を受けたときは、暴力団排除措置を講じたかどうか及び講じた具体的内容又は講じなかった理由を書面により乙に通知する

ものとする。

(情報の管理)

第6条 甲及び乙は、この協定書に基づき取得した個人情報については、甲にあっては、豊後大野市個人情報保護条例（平成17年豊後大野市条例第14号）、乙にあっては、大分県個人情報保護条例（平成13年大分県条例第45号）に基づき適正に管理し、その情報は、甲による暴力団排除措置以外の目的に使用しないものとする。

(連携)

第7条 甲及び乙は、甲が暴力団排除措置を講ずるに当たり、情報交換又は具体的事案への対処のため必要があるときは、協議を行うものとする。

2 甲は、甲が暴力団排除措置を講ずるに当たり、当該措置の対象者から不法行為を受けるおそれがあると認めるとき、当該措置の対象者から訴訟を提起されることが予想されるとき、その他必要があると認めるときは、乙に対して支援又は協力を求めることができる。

3 乙は、前項の規定による支援又は協力の求めがあったときは、甲に対し必要な支援又は協力をするものとする。

(協議)

第8条 暴力団排除措置を講ずるための連携に関してこの協定書に定めのない事項、協定書の運用に必要な事項等については、その都度甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印して、各自1通を保有するものとする。

平成23年10月31日

甲 豊後大野市長

乙 豊後大野警察署長